「福岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例(案)」に対する パブリック・コメントの実施結果について

1. 実施の趣旨

「福岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例」の制定にあたり、広く市民の意見を反映させるため、同条例(案)に対する市民意見の募集を実施

※意見募集時の条例名称は「福岡市宅地造成及び特定盛土等の許可等に関する条例(案)」

2. 実施方法

(1) 意見募集期間

令和6年9月13日(金)~令和6年10月15日(火)

(2) 閲覧・配布場所

住宅都市局盛土指導課(市役所4階)、情報プラザ(市役所1階)、情報公開室(市役所2階)、 各区役所情報コーナー、入部出張所、西部出張所、福岡市ホームページ

(3) 意見書の提出方法

閲覧・配布場所への持参、郵送、ファックス、電子メール

(4) 市民意見募集の周知方法

市政だより、福岡市ホームページ等での周知

3. 意見募集結果

(1) 意見提出状況

意見の提出数 11 通 意見の件数 36 件

(2) 意見への対応

原案どおり(原案から変更しないもの):26件 その他 (個別の取組等への質問等):10件

(3) 意見集計結果

辛日 4 の 壮 片			
意見への対応意見の分類	件数	原案 どおり	質問等
1 事前手続等	8	4	4
2 工事に係る技術的基準の追加	4	4	0
3 許可等の対象規模の強化	0	0	0
4 定期報告の報告事項の追加	3	2	1
5 長期未完了案件に関する事項	2	2	0
6 福岡市盛土等審議会	1	1	0
規制区域	5	4	1
その他(質問、要望や今後参考にすべき内容等)	13	9	4
合計	36	26	10

【お問い合わせ先】住宅都市局建築指導部盛土指導課

電話:090-707-3902 ファックス:092-733-5584 メール: moridoshido.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

意見の概要等と対応について

	見の概要等と対応について		115451
No	意見等の概要	対応	本市の考え方
1	事前手続等		
1	新規造成の場合の許可申請の時期と確認申請の時期の関係はどうなるのでしょうか。(同時申請なのか、よう壁の許可を受けてからの確認申請提出になるのか)	質問等	盛土規制法に係る許可については建築基準関係規定とされているため、建築物の建築等に際し盛土規制法の許可が必要となる盛土等を行っ う場合は、盛土規制法の許可を受けた後に確認
2	許可申請20日前までに事前説明となっているが、確認申請の受付と関連する のか。	質問等	申請となります。
3	工事主とは誰になるのか。発注者か施工 者か。事前協議は施工者が行うのか。	質問等	盛土規制法において、工事主は「宅地造成、特 定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の 請負契約の注文者又は請負契約によらないで 自らその工事をする者」とされております。事 前協議については、工事内容を把握している設 計者や施行者等が行っても構いません。
4	公共工事の場合は、事前協議および標識 設置や住民事前説明など発注者が行う のか	質問等	盛土規制法において、国、都道府県、指定都市、 中核市が行う盛土等に関する工事については、 許可の特例が定められているため、本条例にお ける事前手続等(事前協議、標識設置、事前説 明)は対象外となります。
5	工事の標識設置期間は、工事完了までと した方がいいのではないか。	原案 どおり	条例に定める予定標識は、あくまで周辺住民へ の事前周知を目的としたものになります。工事 着手後は盛土規制法の許可を受けたことを示 す許可標識が工事完了まで設置されることと なります。
6	(事前説明)事前の説明範囲が定められているが、より広範囲に説明を促すようにしてほしい。また、住民だけでなく自治会等にも情報提供を促す等の対応をしてほしい。	原案 どおり	事前説明の範囲については、国の技術的助言を 参考に設定しております。説明範囲以外の方か ら説明を受けたいとの要望があった場合には 工事主へ説明を促すなど、住民への周知に努め てまいります。
7	福岡市宅地造成及び特定盛土等の許可等に関する条例(案)の概要の P.2 について、説明方法については周辺地域の方に公民館や集会所等に集まってきだが対面で説明する機会を設けるべきだと思います。 ビラやネットでの周知では高齢者のようなかなか見ない可能性があるためしておく必要がある思いよう。 私個人の感想としては規制のことはよくわかりませんが、事前にしっかりとはた現状の説明を行ったうえで、安全になるのであればいいと思います。	原案どおり	周辺住民への事前説明については、原則面談で 実施することとし、説明会開催の要望があった 場合はそれに応じるよう努めることとしてお ります。あわせて、事前に計画概要を記載した 標識を計画地に設置することを定めるなど、周 辺住民への周知を図ることとしております。
8	資料 2 p2 1(3)事前説明【説明内容】について 「想定外」という被害を出さないために、最悪の場合、どのような被害がありうるのか、その兆候としてどのような現象が生じてきたらどこに相談・報告すればよいかを、事前にきめておき、説明会で示してほしい。	原案 どおり	盛土規制法では、工事の内容について事前に周辺住民へ周知することとされており、説明事項としては、盛土等の土地の形態や位置・規模等を予定しております。 事前説明は工事主からの一方的な説明ではなく、周辺住民の方からも質問等を行うことで、相互に理解を深めることができます。疑問や心配なこと、要望等についても工事主へ確認していただければと思います。

No	意見等の概要	対応	本市の考え方
2	工事に係る技術的基準の追加		
9	1 m超の崖が生じる際の擁壁構造は、例 示されるか。または開発許可制度と開発 許可申請の手引きに準ずるのか。	原案 どおり	擁壁構造及び雨水流出抑制施設については、国 の技術的助言である「盛土等防災マニュアル」 等に示されており、これを基に本市における盛
10	雨水流出抑制施設についても、技術的指 針を明確にしてほしい。	原案 どおり	土規制法の技術マニュアルを整備します。
11	資料2 p22工事に係る技術的基準の追加 雨水流出抑制施設の設置が 東34定抑制を事項の追加についって 2000 を 2000 を 300	原案とおり	排水施設における工事の施工状況については、 工事の安全性を確かめるため、許可申請時に排 水施設の構造図を求めるほか、定期報告時にお いても施設毎の報告を求めることとしており ます。 施行後の盛土等の維持管理の重要性について、 周知に努めてまいります。
12	(工事に係る技術的基準の追加) 開発業者が盛土等計画地を全て売却するような計画になっている開発計画における調整池や排水設備について、工事完了後の維持管理の責任を、予め、明確化した上で許可する等の対応を検討してほしい。	原案とおり	盛土規制法では、規制区域内の土地の所有者、 管理者又は占有者は盛土等に伴う災害が生じ ないよう、調整池や排水設備を含め、土地を常 時安全な状態に維持する努力義務が規定され ております。 盛土規制法の周知に合わせて、維持管理の重要 性についても周知を行ってまいります。
4	定期報告の報告事項の追加		
13	定期報告事項の追加に盛土の基礎地盤 を追加とありますが、基礎地盤は原則普 及であるものと考えられる為、何を目的 として定期報告を求められているので すか。	原案とおり	盛土の基礎となる原地盤については、軟弱地盤 や山林・森林など現場によって様々ですが、一 般的に伐開、除根及び除草後の基礎地盤の処理 や傾斜地盤における段切り等が必要であり、災 害を防止するためには、これらに関する報告が 必須であると考え、定期報告事項に追加してお ります。
14	(定期報告項目となっている防災措置) 梅雨時期等においては、排水機能の清掃 等、事前対策を実施しているか確認する ような対応をしてほしい。	原案 どおり	防災措置については、国の技術的助言である「盛土等防災マニュアル」に基づき、台風期における豪雨等、施工時期を考慮した災害発生防止について配慮されているか等を確認しながら対応してまいります。
15	定期報告は3月毎とありますが、3か月毎ではなく毎年3月という事でよろしいでしょうか。	質問等	法律では月単位を「○月」と表記するため、「3 月」は「3か月」を意味します。

No	意見等の概要	対応	本市の考え方
5 :	長期未完了案件に関する事項		
16	工事完了予定日が過ぎ許可を取り消した場合、工事途中で放置される可能性がありますが、工事前の現状復旧などの措置を義務付けるなどの予定はありますか。	原案 どおり	取り消しにあたっては、工事主等へ工事の進捗 状況や継続の意思の確認等の報告を求め、それ を踏まえたうえで判断することを考えており
17	「5 長期未完了案件に関する事項」について 長期未完了の盛土に対し、許可を取り消した場合そのまま放置されることが心配です。そのような場合の対応についての規定も必要かと思います(事業者が承諾せずとも行政で対応できる等)。	原案どおり	を踏まえたりえて刊めりることを考えております。工事が中断している場合は、現状を確認し、その状況に応じた安全対策を行わせた上で、取り消しを行うことになると考えております。
6 /	福岡市盛土等審議会	<u> </u>	タ 思い シンマー 注目が 夕間 の 文子 が 写田 と 図 フ
18	福岡市盛土等審議会の役割が不明瞭では。具体的な役割と権限を条例で定めた 方がいいのではないか。	原案 どおり	条例において、法及び条例の適正な運用を図る ため、盛土等に関する事項を調査審議すること としております。
規制	区域		
19	啓開道路の沿道は宅地造成等工事規制 区域に含む方が良いのではないか。	原案 どおり	規制区域については、国が示す「基礎調査実施 要領(規制区域指定編)」に基づき指定するこ ととしております。
20	「規制区域(案)」について、市全域を 規制区域とされていますが、能古島等の 保全対象がないエリアまで「特定盛土等 規制区域」となっているように思います (能古島の場合、外周道路よりも海側が 規制域となっている)。	原案どおり	国が示す「基礎調査実施要領(規制区域指定編)」では、盛土等に伴う災害が発生するリスクのあるエリアはできる限り広く規制区域に指定することとなっており、本市では盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域は想定されないことから市全域を規制区域に指定しております。
21	特定盛土等規制区域に指定される範囲 について、周辺環境の変化等による見直 しはどの程度の期間や環境の変化によ って行われるのか。	質問等	盛土規制法に基づき、概ね5年ごとに、規制区域の見直しに係る基礎調査を行うこととして おります。
22	規制区域の種別を「福岡市 Web まっぷ」 で確認できるようにしていただきたい。	原案 どおり	福岡市Webまっぷにおいて規制区域を閲覧できるようにします。
23	条例(案)資料拝見いたしました。福岡 市全域を規制区域とされており、市民が 安全・安心に生活できるスキマのない規 制と思いました。	原案 どおり	盛土規制法の適切な運用に努めてまいります。
その)他(質問、要望や今後参考にすべき内容等)	
24	本条例の施行前の盛土に対する点検な どの情報があると市民がより安心でき るのではないかと感じました。	原案 どおり	現在、盛土規制法に基づく既存盛土等調査として、一定規模以上の既存の盛土等の分布調査を 行っており、調査終了後情報を公表する予定と しております。
25	資料 1 スキマのない規制とあるが罰則 規定がない取消しかないのはいかがな ものか。例えば違法な盛土があったとし て本人が死亡、盛土を放棄したとして、 その被害の責任が明確とならない。	原案 どおり	罰則については法に規定されております。 また、法に基づく監督処分は当該土地の所有者 だけでなく、管理者、占有者又は当該工事主に 対しても命ずることができることとされてお ります。
26	責任の明確化とあるが、業者所有者への 1年ないし定期的に所在所有確認を提 出させるなどの情報を更新させるなど の確認を義務付けるべきだ。	原案 どおり	土地の所有者については、必要に応じ、登記事 項証明書等で確認してまいります。
27	何らかの責任問題が発生した場合にす ぐに対応出来るようにデータベース化 すること。	原案 どおり	盛土等の許可等に関する手続きについてはシ ステム管理する予定としております。

No	意見等の概要	対応	本市の考え方
28	 許可申請の電子化を希望します。 	原案 どおり	許可事務を行う中で、業務の効率化について検 討してまいります。
29	工事主側が条例に適合させる為の簡単 なフローチャートやチェックシートを 作成する予定はありますか。	原案 どおり	手続きのフローチャートや申請時等のチェッ クシートを含めた手引きを公開する予定です。
30	許可が必要ない事を証明する手続きは 定めますでしょうか。	原案 どおり	盛土規制法に基づき、許可に適合していること を証する書面を交付します。
31	既存への遡及がどの程度になるのでしょうか。 盛土1 m (CB5 段積) のよう壁は市内いたるところに あります。強度や地盤状況の確認の取れない間知ブリクのよう壁も然りです。また、その状況を把握していない所有者も多いと思います。周知徹底が重要になるかと感じます。また、許可申請は、よう壁に手を加える時、確認申請を出す時となるのでしまうか。年を加えなくても報告義務が発生するのではしょうか。	質問等	既存の盛土等の所有者等には、盛土規制法に基づく土地の保全等の義務が生じますが、その構造等について技術的助言に適合させる義務はありません。 ただし、既存の擁壁等に係る工事に伴い、盛土規制法の許可が必要となる場合には、既存部分も含めて適法にする必要があります。この場合、盛土規制法の許可を受けた後に確認申請となります。
32	居住地近くでは盛土を心配する箇所は気づかなかったが、先日早良区の野河内渓谷に立ち寄った際、廃墟としか思えない施設が散見された。立地的におそらく盛土もあると思われるが、立ち入り禁止の上、遠目では素人には確認も判断もできなかった。ここは違うのかもしれないが、現在既にある盛土は今回の条例の対象になるのか。可能ならそのあたりまで踏み込んで規制や安全対策をしていただきたく思う。	原案 どおり	既存の盛土等については盛土規制法や条例に基づく技術的助言の適用義務はありませんが、法では、土地の所有者、管理者又は占有者が盛土等に伴う災害が生じないよう、その土地を安全な状態に維持するように努めることが定められております。また、災害の防止のため必要があると認める場合には、その土地の所有者等に対し、擁壁等の設置などの改善命令ができるとされております。
33	対象範囲(工事)について、道路工事も 対象に入るのか。	質問等	盛土規制法において、道路等の公共施設用地で 行う工事は許可不要となります。
34	「単なる土捨て行為や土石の一時的な 堆積」も許可の対象となりますが、非常 災害があった場合等の制限の緩和、或い は適用の除外など規定はありますか。	質問等	盛土規制法において、国や地方公共団体等が非 常災害のために必要な応急措置として行う工 事については許可不要とされております。
35	切土又は盛土の面積が 1,000 ㎡以下(許可不要)であっても、例えば宅造規制区域で 1m 超の盛土がある場合は、「事前説明」や「定期報告」などが必要になりますか。	質問等	開発許可不要の場合の手続きについてのご意 見と拝察いたします。 開発許可が不要な場合でも、盛土規制法の許可 の対象規模となる盛土等を行う場合には、盛土 規制法及び条例に定める事前手続等(事前協 議、標識設置、事前説明)や中間検査、定期報 告等が必要となっております。
36	今から設定される条例として、近年土砂 災害が頻発しているので住民としては 厳しく規制されるのは良いと思う。	原案 どおり	盛土規制法の適切な運用に努めてまいります。